

議案第 22 号

勝山市簡易水道基金条例の一部改正について

勝山市簡易水道基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

北郷地区簡易水道及び北六呂師地区飲料水供給施設を勝山市水道事業に統合したため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市簡易水道基金条例の一部を改正する条例

勝山市簡易水道基金条例(昭和 39 年勝山市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(設置の目的) 第 1 条 簡易水道維持管理費、統合工事の諸経費、減価償却費、公債償還費及び財政調整資金積立てのため次のとおり簡易水道基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p><u>(1) 北郷地区簡易水道基金</u></p> <p><u>(2) 北六呂師地区簡易水道基金</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(設置の目的) 第 1 条 簡易水道維持管理費、統合工事の諸経費、減価償却費、公債償還費及び財政調整資金積立てのため次のとおり簡易水道基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。